

令和元年度

定期監査等結果報告書

(上下水道課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

上下水道課

2. 監査の範囲

平成31年度・令和元年度（平成31年4月～令和元年11月）
財務事務並びにその他の事務の執行状況

3. 監査の期間

令和2年1月6日～令和2年2月26日まで

4. 監査の方法

上下水道課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

上下水道課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 上下水道事業について

(1) 水道事業について

水道事業を取り巻く環境は、人口減少や工場用の水量減少、市民の節水意識の向上など料金収入の減少が見込まれる中で、配水管の老朽化等による修繕費の増加により、今後、より一層厳しい経営が続くものと思われる。

平成 29 年度に伊良原ダムが完成し、令和元年 6 月より京築地区水道企業団からの受水が始まった。新規事業者への給水が見込まれるものの、この受水については、余剰となるため、今後は、受水量の増加に対応した供給先の確保に努めると共に、水道企業団からの受水の適正量について検討されたい。

また、所管課は、これまで同様、良質で安定した水を継続して供給していくため、水道ビジョンに基づき平成 31 年度から 10 年間に取り組むべき施策を示した「豊前市水道事業経営戦略」に取り組みられているところであるが、今後も計画的な資金確保と効率的な事業運営に努められたい。

更に、水道料金の収入は、水道事業の根幹を成すものであることから、将来の豊前市を見据えたうえで、適正なインフラを整備し、持続可能な水道料金の算定を検討されたい。

(2) 公共下水道事業について

公共下水道事業を取り巻く環境は、し尿等前処理施設が公共下水道に接続されたため、処理水量の増加に伴う使用料の増加が見込まれるものの、耐用年数を経過した浄化センターの設備更新や下水道管の更新費用の増加など経営環境は、より一層厳しさを増すことが予想される。

また、平成 30 年度から農業集落配水施設事業会計が、公共下水道事業会計に統合され維持管理費の削減がなされたが、依然として一般会計から多額の補助金を繰入れしており厳しい経営を強いられている。

今後は更に、経営状況の的確な把握と効率的な事業運営に努め、内部統制の強化を図り、市民の期待に応えられるよう、安定的な経営に努められたい。

(3) 未収金の削減について

上水道料金、下水道使用料及び下水道受益者負担金については、負担の公平性の見地からも納付の意識高揚に努め適正な負担を図り、滞納を発生させない徴収体制を強化する等未収金の削減に引き続き取り組まれたい。

また、令和 2 年 4 月 1 日施行の民法改正により短期消滅時効制度が廃止され、債

債権管理を見直す必要が生じている。債権管理条例の制定等、債権放棄に関する調査、情報収集を引き続き図られたい。

(4) 配水場運転管理業務等の民間委託について

所管課は、現在、検針・収納業務及び配水場運転管理業務、開閉栓業務等について民間委託しているが、業務の効率化が図られているか、施設の維持・管理が適切になされているか等、受託者に任せきりではなく委託者として適宜検証されたい。

また、災害時に給水対応等に支障が生じることのないよう早期の応援体制の確立に向けて十分に協議されたい。

更に、非常時における危機管理マニュアル等は適宜見直しを行い、様々な状況を想定して適切な対応がとれるよう努められたい。

2. 事務処理について

(1) 随意契約について

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に限って実施できるもので、いわば契約の例外的取扱である。

今回の監査では、決裁文書において契約方法の決定前（随意契約とする決裁前）に見積書の提出依頼の決裁をおこなっているものや随意契約理由の不明確なものが見受けられた。

今後は、施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と随意契約を行う客観的理由を起案文章に明確に記載されるよう努められたい。

(2) 契約保証金免除について

今回の監査では、委託契約書において契約保証金を免除する場合の免除条項の記載のないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、財務規則第116条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第118条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項を設ける必要があると思われる。適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。

(3) 長期継続契約について

長期継続契約とは、法第 234 条の 3 の規定に基づき条例で定めたものについて債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができるものである。

今回の監査では、プリンター及びパソコン機器のリース契約において賃貸借期間が 5 年間の長期継続契約であるが、長期継続契約の運用要領によらない契約内容が見受けられた。

また、水道料金システム賃貸借契約書に記載されている長期継続契約の根拠法令が不適切であるため改善されたい。長期継続契約は、予算の単年度主義の特例であることから決裁文書及び契約書の記載に不備のないよう十分注意されたい。

3. 財政状況の公表について

地方自治法第 233 条第 6 項及び同法第 243 条の 3 第 1 項の規定により市の一般会計、特別会計、公営企業会計の決算の概要及び財政の現状等を令和元年 11 月号の市報により公表しているが、公営企業会計の決算の概要は市民にとってわかりにくいため、貸借対照表等を用い、他自治体の公表内容を参考にしてわかりやすい方法で公表されたい。

4. 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績報告書について

補助金交付要綱において、事業完了後 1 月以内又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出するよう規定しているが、補助金交付決定通知書には、「3 月 27 日までに補助事業を完了しなければならない。」と記載されていた。日付が矛盾しており不適切な事務が認められたため改善されたい。

また、浄化槽工事チェックリストの確認日、誓約書や登録浄化槽管理票(C票)の日付の記載漏れ等が見受けられたため適正な事務処理に努められたい。

更に、補助金交付決定通知書において実績報告を提出する際の添付書類が記載されているが、補助金交付要綱に規定されている添付書類の内容と一部相違するものが見受けられたので要綱の見直しを検討されたい。

今後は、申請者から実績報告書が提出された際に、事業の履行状況等を確認し、事業の内容、目的に関する審査が行われ、事業の成果が補助金交付決定の内容及び条件に適合するよう、実績報告書の精査をされたい。

5. 備品台帳の整備について

今回の監査では、備品台帳に平成 27 年 6 月に購入した水道検針用ハンディターミナル 6 台が記載されていなかったため、早急に備品台帳を整備されたい。

今後は、備品を購入する際、また廃棄する際は必ず台帳に記載し、定期的に現品と照合する等の点検が必要である。備品の管理が軽視されることのないよう、より一層効果的な財産の管理に努められたい。